

1. 食品衛生規制の見直し

見直しの概要

国民の食へのニーズの多様化や食のグローバル化の進展等により我が国の食を取り巻く環境が変化している中で、都道府県等を越える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があることなどから、事業者におけるより一層の食品の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。

これらの状況を踏まえて、食品の安全を確保するための法律案を今通常国会に提出することを目指している。改正を検討している具体的な項目や内容は次のとおり。

なお、詳細については、項目毎に説明。

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力をを行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP（ハサップ）*による衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPによる衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する観点から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める34業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

(参考)

- 「未来投資戦略 2017-Society 5.0 の実現に向けた改革」（平成29年6月9日閣議決定）において、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）に基づく衛生管理の制度化を推進するとされている。また、「経済財政の運営

と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、HACCP の戦略的推進と食の安全確保等（中略）競争力強化を更に加速させていくとされている。

- 「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」の最終とりまとめ（平成 28 年 12 月 26 日公表）において、HACCP に基づく衛生管理を制度として位置付ける必要があるとされている。
- 「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」の取りまとめ（平成 29 年 6 月 16 日公表）において、近年の製品の多様化を踏まえ、現行の食品用器具及び容器包装の制度について、国際的な整合性を図る必要があるとされている。
- 「食品衛生法改正懇談会取りまとめ」（平成 29 年 11 月 15 日公表）において、「昨今の食品衛生をめぐる現状と課題を踏まえながら、食品衛生法改正に直ちに取り組むことが必要」とされている。
- 「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）で求められている行政手続コストの 20%削減を達成するため、営業届出制度の創設や営業許可の施設基準・様式の統一化に必要な法律上の措置を早急に講じる必要がある。